

## 犬山市コミュニティ推進地区助成金交付要綱運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、犬山市コミュニティ推進地区助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (総括的事項)

第2条 犬山市コミュニティ推進地区助成金は、交付年度より以前に設立された事業者の交付申請時点における会員数などを算定の基準として、交付年度において実施する事業（活動）の助成金として交付する。

### (補助対象事業内容)

第3条 交付要綱第3条及び別表に規定する「事業内容」とは、具体的に交付年度における活動内容（予定）であることが明示されている事業をいう。なお、当該事業については、事業者における総会又はその他の方法により、会員に広く周知されているものに限る。

2 本助成金は、事業者が、住民の地域連帯感、自治意識の高揚等を図るために実施する事業に対して交付する助成金であることを念頭に、事業者が主体（企画、運営など）となって実施する事業のみを対象とし、協力、支援及び後援など形で関係する他者の主催事業は対象外とする。

### (補助対象事業者)

第4条 交付要綱別表に規定する事業者である「コミュニティ組織」とは、次の要件を満たしている組織とする。

- (1) 小学校区を基本とした組織である。
- (2) 交付年度の前年度以前に設立した組織である。なお、当該組織に属する町内会のうち、一定数以上の者が出席（委任を含む）した総会において設立に係る議決を経た、会則が議決されたなどの事実をもって設立とみなすこととする。
- (3) 当該組織に属する町内会のうち、概ね2分の1以上の町内会から年会費が納入されている。

### (申請手続き等)

第5条 交付要綱第4条に規定する助成金の申請等については、補助対象事業内容を事業名称と共に具体的に記載する。

- 2 交付要綱別表に規定する「助成金限度額」の算定基準となる世帯数は、交付申請時点において当該年度年会費を納入した世帯の数とする。
- 3 交付申請の際には、町内会別で年会費の納入世帯数及び納入日を一覧にして提出することとする。
- 4 コミュニティ活動区域内の民間施設を活動拠点として利用し、助成を受ける場合は、前年度の施設借用実績を一覧にして提出することとする。

5 実績報告は、各事業の実績（事業費を含む）を添えて、事業完了から3か月以内に提出することとする。

附 則

この運用基準は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。